昭和56年度帰国研修員巡回指導

租税セミナー
帰国研修員巡回指導班報告書

昭和56年

国際協力事業団
研修事業部

はじめに

この報告書は，国際協力事業団が実施した集団研修「租税セミナー」に参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として，昭和５７年２月２３日から３月１１日までの１７日間，インド及びスリランカに派遣した巡回指導班の業務報告である。

本書が，当該研修分野における各国の実情，帰国研修員の活動状況および研修に係る要望等について関係各位の一層のご理解をいただくための一助となり，今後の研修員受入事業の改善に資することができれば幸いである。

なお，本件の実施に際し，多大なご尽力を賜った外務省，国税庁，その他関係各位に感謝の意を表すると共に，本セミナーの実施にあたっては，今後ともご協力を賜るようお願いする次第である。

昭和５７年５月

研修事業部長

目　　次

Ⅰ　指導班の概要 …… 1

Ⅰ－1　指導班の目的 …… 1

Ⅰ－2　指導班の構成 …… 1

Ⅰ－3　指導班の日程 …… 2

Ⅰ－4　調査の方法 …… 4

Ⅰ－5　訪問機関および面会者リスト …… 4

インド …… 4

スリランカ …… 6

Ⅱ　研修取扱い窓口機関における調査結果 …… 8

インド …… 8

スリランカ …… 10

Ⅲ　租税セミナーに対する帰国研修員と所属先での調査結果 …… 13

Ⅲ－1　研修に対する評価 …… 13

Ⅲ－2　研修に対する要望 …… 15

Ⅲ－3　今後のコース運営について …… 17

Ⅳ　インド・スリランカの税制，税務行政の現状 …… 21

Ⅳ－1　インドの租税制度 …… 21

Ⅳ－2　インドの税務行政 …… 24

Ⅳ－3　スリランカの租税制度 …… 25

Ⅳ－4　スリランカの税務行政 …… 28

Ⅴ　資　　料 …… 30

Ⅴ－1　租税セミナー参加国と参加者 …… 31

Ⅴ－2　帰国研修員リスト …… 32

Ⅴ－3　クエスチョネア …… 38

Ⅴ－4　相手国に提出したレポート …… 43

Ⅴ－5　組織図 …… 55

Ⅴ－6　収集資料リスト …… 57

Ⅰ　指導班の概要

Ⅰ－１　指導班の目的

租税セミナーは，コロンボ計画に基づく技術協力の一環として，開発途上国における税制・税務行政の改善に資する為，昭和４３年に開始された。開始当初はアジア諸国のみを対象としたセミナーであったが，その後中南米・アフリカ・オセアニアに対象国を拡大し，コースの内容も何度かの改変を経て，昭和５４年以来，「一般租税セミナー」と「上級租税セミナー」の２コースを実施している。

一般租税セミナーは，昭和４８年から５３年まで実施された直接税コースおよび間接税コースを統合・拡大したもので，各国の中堅税務職員を対象として，日本の税制・税務行政の紹介を中心に，参加国の意見・情報交換を通じ，各国の税務行政の改善に寄与することを目的としている。上級租税セミナーは，上級税務職員を対象とし，日本を含む参加各国のレポート発表と討論による意見交換を中心としている。

今回の巡回指導は，参加国のうち，インドおよびスリランカの両国を対象に，帰国研修員所属先およびその他関係機関を訪問し，わが国で実施した研修の成果を測定するとともに，当該研修分野における当該国の実情を調査し，そのかかえる問題とニーズを把握することにより，今後の研修員受入事業の向上・改善に資することを目的として実施した。

Ⅰ－２　指導班の構成

指導班は以下の２名をもって編成した。

担当	氏　名	所　属
総　括	土屋重義	国税庁長官官房企画課　主任税務分析専門官
税務行政		
業務調整	北林春美	国際協力事業団　研修事業部研修第一課
技協制度		

I－3　指導班の日程

月	日	曜	時　間	場　所	主たる活動内容
2	24	水	9:30～ 9:45	JICA事務所	村上所長と日程等の打合せ
			9:45～10:00	日本大使館	数原公使・榎一等書記官・花角一等書記官表敬
			10:30～12:30	Dept. of Economic Affairs	経済・技術協力窓口機関表敬・調査
			14:30～16:30	Directorate of Training	Central Customs & Excise 研修所見学 帰国研修からの聞きとり・意見交換（２名） 持参のスライドによる日本の税制紹介
2	25	木	10:30～12:00	COFEPOSA Tribunal	帰国研修員（１名）からの聞きとり
			13:00～14:00	Ashok Hotel	花角一等書記官・村上所長と昼食
			14:30～15:30	Directorate of Inspection	帰国研修員（１名）からの聞きとり 同席の部長クラス（２名）を交えた意見交換
2	26	金	11:30～12:30	Central Board of Direct Taxes	長官表敬・およびセミナーに対する意見聞きとり 帰国研修員２名同席
			14:30～15:30	〃	帰国研修員４名からの聞きとり 経済局窓口担当同席
			18:00～21:00	Maurya Sheraton Hotel	スライド上映 帰国研修員他との懇談会
2	27	土	10:00～11:00	日本大使館	花角一等書記官（大蔵アタッシェ）から聞きとり
			17:00～19:00	国会議事堂	国会（予算案提出）見学
2	28	日			自　由
3	1	月	9:00		ボンベイに移動
			15:00～16:00	日本総領事館	吉田総領事表敬・山下領事と日程打合せ
			20:00～23:00	総領事公邸	総領事主催夕食会
3	2	火	10:30～12:00		ボンベイ所得税局長表敬 帰国研修員１名と局長・次長を交え意見交換

月	日	曜	時　間	場　所	主たる活動内容
3	2	火	12:30～13:00		ボンベイ税関長表敬
			15:00～16:00		州政府売上税局長表敬
			20:00	Hotel Tahj	所得税局長主催夕食会
3	3	水	10:30～12:00	エア・インディア	帰国研修員（１名）から聞きとり
			13:00～15:00	Hotel President	帰国研修員・関係者との懇談会
					ボンベイ→コロンボ
3	4	木	10:30～12:30	Dept. of Inland Revenue	長官表敬
					帰国研修員（１６名）面談（長官出席）
			13:00～14:30		長官主催昼食会　各局長・本村参事官出席
			15:00～16:00	日本大使館	千葉大使・本村参事官表敬
					滝沢事務官と打合せ
3	5	金	9:30～10:30	Dept. of External Resources	対日技術協力担当官より聞きとり
			11:00～12:30	Dept. of Inland Revenue	帰国研修員および研修担当部長より現地事情聞きとり　事務所内見学
			20:00～22:00	Holiday Inn	帰国研修員との懇談会
3	6	土	13:00～14:30	Hotel Oberoi	木村参事官主催昼食会
3	7	日			移　動
3	8	月	10:00～12:30	スワラエリア税務局	帰国研修員勤務先見学・税務局長他より聞きとり
			13:00～14:30		局長主催昼食会
3	9	火	（祝）		移　動
3	10	水			事務処理
					コロンボ→バンコック
3	11	木			バンコック→東京

1－4　調査の方法

(1) 当該国訪問に先立ち，質問表を作成し，インドはJICAニューデリー事務所を通じ，スリランカはJICA本部から直接帰国研修員に対し送付した。この中で，各人の帰国後の職歴・セミナーの有用性・フォローアップに対する要望等について記入を求めた。（資料V－3参照）

回答の回収は，指導班の訪問時に直接指導班に手渡すか，JICA事務所（インド），日本大使館（スリランカ）に送付するよう記載した。

(2) 当該国のJICA事務所・日本大使館において，当該国の一般事情・行政組織・技術協力の現状等について説明をうけた。

(3) 当該国の研修取扱い窓口機関を訪問し，以下の点を中心に調査した。

a) General Information(G.I.)の配布先機関

b) 人選のシステム

c) 海外研修に対する一般的方針・規定等

d) 租税セミナーおよびその他の日本での研修に対する意見

(4) 帰国研修員のうち，地理的・時間的に可能なものに面接し，次の点を中心に調査・意見交換を行った。

a) 現在の職務内容

b) 帰国後の職務との関連でみたセミナーの有用性

c) セミナーの改善についての意見・提言

(5) 帰国研修員の所属機関の上司を表敬訪問し，日本の研修に対する意見を聴取するとともに，日本の税制および税務行政，当該国の税制および税務行政について情報を交換した。

(6) 当該国税務職員研修施設を見学し，職員研修制度について説明をうけた。

(7) 日本から持参した英語版説明付きスライド“Uncle Honobono's Tax Lesson”を，インドにおいて，2回上映した。スリランカでは映写機材が手配できなかった為上映しなかった。

I－5　訪問機関および面会者リスト

（インド）

(1) Department of Economic Affairs, Ministry of Finance（技術協力窓口）

・Mr. S. Gurumurthi, Deputy Secretary

(2) Directorate of Training, Central Board of Customs & Excises

- Mr. S. Venkatarama Iyer, Director of Training (80 S)
- Mr. P.K. Kapoor, Director of Publications

(75 I)

- Mr. D.K. Acharyya, Deputy Director (Training)
- Mr. K.S. Sivaraman Assistant Director (Training)
- Mrs. Vijay Zutshi, Deputy Director (Training)

(3) COFEPOSA Tribunal

COFEPOSA: Conservation of Foreign Exchange and Prevention of Smuggling Activities Act

- Mr. M.W.A. Khan, Member (77 S)

(4) Directorate of Inspection, Central Board of Direct Taxes

- Mr. T.P. Jhunjhunwala, Director (Intelligence)

(81 S)

- Mr. Kaninal Krishan, Commissioner of Income Tax (Central)
- Mr. K.R. Raghavan, Director of Inspection

(Inspection)

(5) Central Board of Direct Taxes

- Mr. Jagdish Chand, Chairman
- Mr. Jhunjhunwala, Director (Intelligence) (81 S)
- Mr. N.S. Raghavan, Member (79 S)
- Mr. R.K. Chakrabarti, Deputy Secretary

(81 G)

- Mr. O.P. Bhardwaj, Officer on Special Duty (73 D)
- Mr. K.J. Mathew, Senior Analyst, Cabinet Secretariat, Coordination Cell

(73 I)

(6) ボンベイ所得税局

- Mr. K.K. Sen, Commissioner of Income Tax, Bombay

- Mr. T.S. Srinivasan, Senior Authorized Representative, Income Appellate Tribunal

(77 D)

- Mr. G.P. Prabhv, Deputy Director

(Training)

- Mr. D. Laxminarayanan, Deputy Director (Intelligence)

(8) ボンベイ関税局

- Mr. Srinivasan, Collector of Customs, Bombay

(9) マハーシュトラ州売上税局

- Mr. K. Radmanabhaiah, Commissioner of Sales Taxes, Satate Government

(10) Air India

- Mr. M.L. Choudhry, Assistant Financial Contorller, Finance and Accounting Department (Deputy Commissioner on Deputation)

(スリランカ)

(1) Department of Inland Revenue, Ministry of Finance

- Mr. Felix Commissioner General
- Mr. L.G.S. Goonewardene, Commissioner
  (68)
- Mr. D.D.M. Waidyasekera, Deputy Commissioner

  (69)
- Mr. T. Ratnasundram, Deputy Commissioner

  (70)
- Mr. T.C. Altwela, Deputy Commissioner (72)
- Mrs. D.M.S. Fernando, Acting Deputy Commissioner (73 D)
- Mrs. J. Manoranjan, Assessor (73 I)
- Mr. M.L.P. Wijesinghe, Assessor (74 I)
- Mr. S. Ponnampalampillai, Assessor (76 D)

- Mrs. Raini De Alwis, Assessor (77 I)
- Mr. S.K.M. Nandasena, Assessor (78 I)
- Mr. Kandiah Suseelar, Assessor (79 G)
- Mrs. A.M.G. Munasinghe, Assessor (79 G)
- Mr. Eardley M.G. Tillekeratne, Commissioner

  (79 S)

- Mr. P.P.D.P. Karunasekara, Assessor

  (80 G)

- Mr. Suranjan Gunasena, Assessor (81 G)
- Mr. Joseph C.L. Fonseka, Commissioner

  (81 S)

- Mr. Gaston Rerera, Deputy Commissioner

(Training)

(2) Department of External Resourses, Ministry of Finance

- Mr. Sirinibaddana, Technical Assistant

(3) Nuwara Eliya Regional Office

- Mr. L. Dissanayaka, Deputy Commissioner
- Mr. Nadarajapillai, Assessor
- Mr. Somathilake, Assessor
- Mr. Suranjan Gunasena, Assessor

Ⅱ　研修取扱い窓口機関における調査結果

（インド）

海外経済・技術協力は大蔵省経済局(Department of Economic Affairs) が担当している。大蔵省はRevenue, Expenditure, Economic Affairsの3局に分かれており，このうちDepartment of Revenue の下に Central Board of Direct Taxes と Central Customs & Excises がある。技術協力に関しては，コロンボ・プランによる協力の他に，スウェーデン・ノルウェー・UNDP 等の案件等も扱っているとのことであった。

(1)　G.I. と要請書の流れ

外務省，在外大使館を通じて送付されたジェネラル・インフォメーション（G.I.）の配布と，これに対する要請書の提出経路は下図のとおりである。

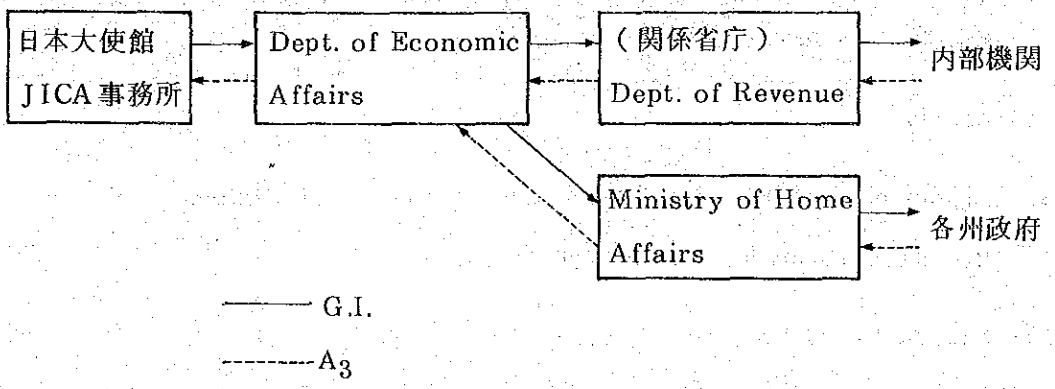

租税セミナーの場合，対象となるのは，大蔵省のDepartment of Revenue の職員と，各州政府の税務職員である。それぞれの機関での選考方法ははっきりしないが，Central Customs & Excise の場合は，Directorate of Training によって上級職員の中から指名されるということであった。

(2)　研修に対する一般的考え方・方針

先方担当官より示された海外研修に対する考え方は以下の通りである。

a）自国で対応できない分野で，かつ，相手国から学ぶべき点ありと認められるものについてのみ，関係省庁と相談の上研修員を送る。この点で，いわゆるコロンボ・プランの域内国間の研修で，招請があっても分野によって派遣を見送るものもある。

b）Academic Training，長期（1年間以上）の研修には，原則として研修員を送らない。業務上適用可能と考えられるPractical Training にのみ送る。

c）（公務員に）採用後5年未満の職員は研修に出さない。帰国後3年間の服務拘束を課す。

定年は５８歳なので，その直前に出すこともしない。ただし，Senior Offier の出席が必要とされるセミナーはこの限りでない。一般的には，４８歳までは研修への参加が国にとって十分有益なものであり得ると考えている。

d) 帰国研修員は自分の所属先にレポートを提出し，そのコピーが経済局にまわる。

(3) 類似分野における他国の研修

毎年研修員を送っている租税関係研修としては，日本の２コースの他に，南カリフォルニア大学税務行政研究所(Institute for Tax Administration)の Comprehensive Course（５ケ月間・２名），短期のSpecialized Intensive Courses がある。オーストラリアでも3週間のコースを実施しているが，こちらは不定期で，毎年送るのは日本とアメリカ合衆国のみである。

(4) 研修に対する意見

a) G.I.記載の資格条件に特に問題はないが，どのレベルの人を送るべきかはっきりとわからない点がある。現在の人選の妥当性を日本側に聞きたい。

b) G.I.送付から応募締切までの時間が短いため，地方勤務者より中央政府勤務者の方が早く書類をそろえられる分だけ有利になる。この時間のズレが優先順位となる場合もあるので，１位の者も２位の者も我々としては，事実上equal であると考えている。

c) 直接税・間接税の２分野で組織が大きく分かれているので，２名の割当を考慮して欲しい。

(5) インドが実施している海外からの研修員受入れ事業

インドではコロンボ・プラン域内国・アフリカ地域の１５ケ国（Special Plan for Commonwealth African Countries）などを対象にして，研修員の受入れ事業を実施しており，分野も，農林業，開発行政，中小企業開発等，多岐にわたっている。これまでの累積受入数は以下のとおりで，各国からの要請は年々増加しているとのことである。

国　名（地域名）	受入人数（延べ）
ネパール	3,724人
スリランカ	785
ブータン	80
バングラデシュ	42
ビルマ	207
その他コロンボ・プラン地域	2,773
アフリカ地域	1,400

(6) Directorate of Training, Central Customs & Excises での調査

Directorate of Training は，間接税・関税の分野で，職員研修を担当する部局で，その役割は主として以下のようなものである。

a) 間接税・関税部門に勤務する職員の研修方針をたてる。

b) 入門・専門・上級等の研修の計画・設計・実施・評価を行なう。

c) 国内の各研修機関との調整を行い，職員をこれら機関に研修に派遣する。
（主としてマネジメントスタディー）

d) 海外の有益な研修に職員を派遣する。

本部のあるニューデリーと，マドラスにStaff Collageがあり，中間管理レベルの職員を対象として研修を行っている。ニューデリーでは主に消費税・行政管理を，マドラスでは関税を扱っている。この他に，ボンベイ・カルカッタ・デリー・マドラスに，各関税局職員の為のRegional Training Institute があり，Director of Training の監督の下にある。

海外における研修の人選は，Directorate に記録されている。上級職員（中間管理レベル）の勤務歴・研修歴を検討した上で，Director の決裁により決定される。研修に参加した職員は，研修の内容・レベル等について帰国後レポートを提出することが義務付けられており，これによって当該研修コースに対するエヴァリュエーションをして，今後の派遣に対する資料とする。

直接税を所掌するCentral Board of Direct Taxesの中央研修所については，所在地がNagpurであったため，訪問する機会がなかった。

（スリランカ）

スリランカの海外援助窓口は，大蔵省のDepartment of External Resourses が担当している。経済協力担当部門と技術協力担当部門に分かれており，さらに技術協力部門は地域・国別に担当官が事務を行っている。我々が面会したのは，この技協部門の日本担当官である。

(1) G.I.と要請書の流れ

G.I.の配布・要請書の提出経路は下図のとおりである。

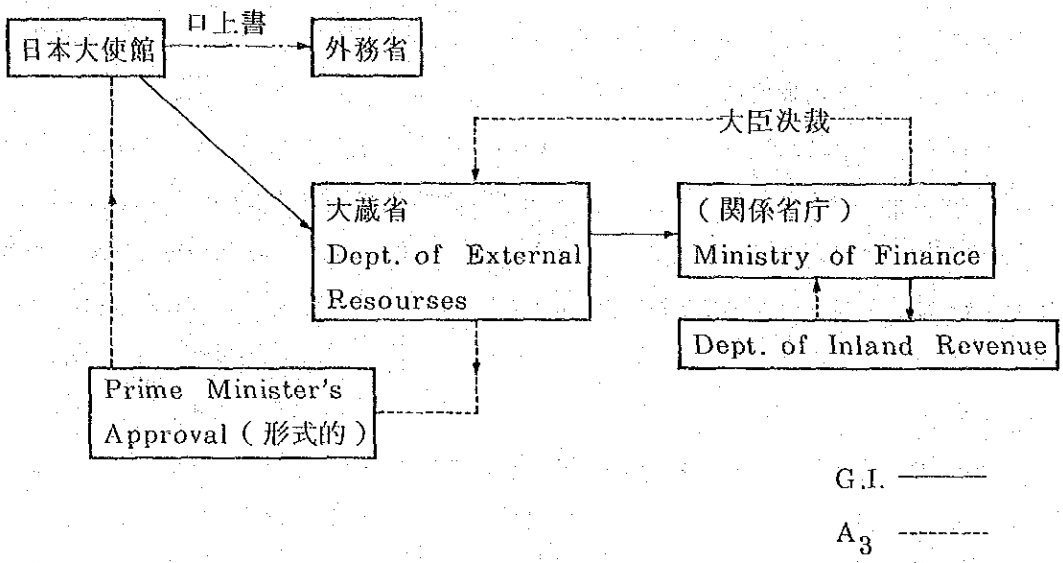

租税セミナーの場合，G.I.は，同じ大蔵省のDepartment of Inland Revenueのみに配布されて，毎年ここから研修員が送られている。他のコースなどでも，配布先がいくつもの機関にわたることは少ないようである。Dept. of Revenue での人選は，一般コースについてはAssessor（賦課官）クラスの者の自由公募方式で，面接等の審査で応募者を選考する。

(2) 研修に対する一般的な考え方・方針

a) 多くの研修について，関係省庁がひとつしかないので，人選は各機関の内部選考に委ねている。窓口ではG.I.の資格条件とカントリー・レポートの提出をチェックする程度である。

b) 海外研修の参加に際しては，1ヶ月の研修につき1年の（公務）服務拘束契約を結ぶ。拘束は最高7年で，1ヶ月以下の研修参加の場合は免除される。拘束期間の終了前に公職を辞した場合には，研修期間中家族に対して支払われていた給与の返還が求められる。

こうした拘束規定は他の多くの国にも見られる制度であるが，スリランカの場合特に，Private Sector や外国への出稼ぎなどへの公務員の流出が深刻な問題となっているようである。公務員の数倍の収入を求めて職を去る中堅技術者，行政官をひき止めることは，この国の発展を考えるとき，不可欠のものであろう。しかし，海外での就職機会が多く，高給の保証される医者の間では，拘束を伴う研修が敬遠され，希望者が出ないものもあるという。

c) 原則として一度海外研修に出た者は，再派遣をしない。ただし，その分野に他の有資格者がいない場合，再研修コースで帰国研修員を対象としている場合，そして Senior

Officer を対象としている場合はこの限りでない。上級租税セミナー帰国研修員の場合，多数が過去にアメリカ合衆国で研修を受けている。

(3) 類似分野における他国の研修

この点については，国別担当になっている技協窓口機関では情報を得られないため，Department of Inland Revenueにて調査した。租税関係の海外研修では，日本の他にハーバード大学租税研修所に年２名，南カリフォルニア大学租税研修所に２名，そして1980年から始まった西ドイツの短期研修に２名を送っている。Commissionerクラスの人の中には，アメリカ留学組がたいへん多い。

(4) 日本の研修に対する意見・要望

技術窓口の担当官からの研修に対するコメントは以下の通りである。

a) 日本からオファーのある研修の９５％はスリランカにとって有用である。

b) 要請の締切がいつもShort Notice で困る。受入れ回答も来日の最低２週間前までにはして欲しい。主要都市間の電話網が整備されていなかった時には，研修員に連絡をとるだけでもたいへんだった。

(5) Department of Inland Revenue の人事と研修

Department of Inland Revenue の税務職員は上級職のAssessorレベルと，補助職のTax Officerレベルにわけられる。従来はTax Officerは高卒者を採用していたが，現在では両レベルとも大卒者である。

Assessor レベルの研修は，コロンボの本庁内にある研修所にて実施される。（コロンボの庁舎は，ごく最近，本庁・コロンボ地方局（南・北・中央・市）を集めて，政府合同庁舎の中に移動した。）研修は２期に分けられ，第１期は，採用直後の１８ケ月間で，基本的な法律・会計・商学・行政管理等について実施され，終了後試験が課される。受験に３回以内にパスしないと，退職を勧告される。第二期は，採用の１年半から２年後の職員を対象とし，２週間ごとに２日間，１８ケ月実施される。第一期の研修を終えた職員は，地方税務署勤務となるものが多い。そうした職員も，２週間に１度コロンボに出向いて，日々の実務訓練の他に，所得税法・判例研究・租税政策・会計理論・行政管理の講義を受けるのである。第二期研修の終了後にも試験が課される。

Tax Officerレベルの研修は，各地方において，所得税・簿記・総務事務について実施される。

1981年度の場合，Assesor として採用・登用された職員は，４０名であるが，このうち新卒者は２０人で，Tax Officerからの試験による登用，経験のあるSenior Tax Officerからの昇進がそれぞれ１０名である。一般租税セミナーの参加者はAssessor レベルである

が，年令制限のため，新卒採用の者が多いようである。

租税セミナーは，１０年以上にわたって研修員を派遣しているため，Department内で一種の伝統となっており，G.I.送付のある前から，非公式な人選なり，応募なりが行なわれているようである。

Assessor レベルはさらに，２つに分けられる。採用時は，Grade Ⅱで，採用後１２年を経てGrade Ⅰに昇進する。その後は，ポストの空き次第で，Deputy Commissioner，さらにCommissionerになる可能性もある。上級租税セミナーの場合は，これまでのところCommissionerが参加している。

Ⅲ　租税セミナー（General・Senior）に対する帰国研修員および上級管理者の意見

今回の巡回指導の主たる目的が租税コースに対する帰国研修員および上級管理者の評価を把握することにあったため，調査にあたっては別添のクエッショネーアを事前に送付し，その回収を図ったほか，訪問先で実施されたインタビューでも，まずその点の把握に努めることとした。

Ⅲ－１　研修に対する評価

(1)　帰国研修員の意見

本セミナーが開始されたのは，1968年であり，この間セミナーの内容も大幅に改変されたが，本セミナーに対する全般的な評価として，帰国研修員が一致して認めていることは，セミナーが彼らにとって貴重な体験となっており，帰国後の執務の為にも非常に有益であったということである。

セミナーの具体的な効果として，我々が把握したものには，

インドでは，

①　セミナーで学んだことを活用し，執務手続の簡素化及び納税者教育の改善を行った。

②　現在インドでは，申告納税制度の導入を検討しているが，そのために自分が提出した日本の申告納税制度のレポート　が参考となっている。

また，スリランカでは，

①　1972年に源泉徴収制度と申告納税制度を新たに導入したが，セミナーで学んだことが新しい制度を作る上で，あるいは新しい制度になじむ上で参考となった。等の事例があった。

これらの事例から，我々はセミナーの効果は，その活用の態様として，インドの①の場合の様に研修員自らがその権限のワクの中で活用したケースとインドの②の場合の様にセ

ミナーの結果をレポーにまとめ，そのレポートの内容が施策の中に取り入れられたケースとがあることを知った。また，活用のレベルもスリランカの①の様に，政策立案担当者が，新しい制度を作る上で活用するケースと，第一線の実務担当者が新しい制度になじむために活用するケースとがあることを知ることができた。

また，上記の様な具体的効果ということはできないが，我々が面会した帰国研修員のほとんどすべてが，日本の税制及び税務行政を勉強したことが，税務職員としての自らの視野を広めることとなり，自分達の日常の執務の上で大きな参考となったことを認めていた。

セミナーで学んだ日本の税制・税務行政の中で，帰国研修員が最も強く印象を受けたものには，

（インド）	（スリランカ）
① 青色申告制度	① 青色申告制度
② 納税相談制度	② 納税協力団体
③ 納税協力団体	③ 国税庁のＡＤＰシステム
④ 国税庁のＡＤＰシステム	④ 国税庁の職場規律

等の事項があげられていたが，その多くが，インド・スリランカにおいて導入されていない仕組であることを留意する必要があろう。

特に，インド・スリランカの双方の帰国研修員が国税庁のＡＤＰシステムが印象的であったとしていることは，1981年のセミナーの直後に実施されたセミナーに対するevaluation において，ＡＤＰに関する講義は，発展途上国では，いまだ導入の段階ではないのだから不要であるとする意見がかなりあったことと対照して見ると，注目すべきものに思われる。

(2) 上級管理者の意見

我々の帰国研修員以外に，帰国研修員が所属する機関の上級管理者とのインタビューを行った。これらの上級管理者は，インドでは中央直税庁長官のMr.Chandおよびボンベイ所得税局長のMr.Sen，またスリランカでは内国歳入庁長官のMr.Felixおよびスワラエリア税務署長のMr.Dissanayalcaといった具合に，いずれも本庁あるいは地方機関の長の地位にある人達であった。

これらのインタビューを通じ，上級管理者がいずれも本セミナーの内容について充分な認識を持っており，自庁の職員を継続的に派遣したい旨の要望を持っていることが確認できた。

ただ，我々はこれらのインタビューにより，研修の具体的効果として，これらの上級管理者が評価しているものの確認までをとることはできなかった。なお，この点については，ボンベイ所得税局長のセン氏が先進国と発展途上国とでは国情が全く異なるため，先進国の制

度を勉強しても，それをそのまま後進国に適用することは難しい旨，ハーバード大学への留学生のケースを例にとって述べていたが，我々研修を企画している者にとっても，考えねばならぬ問題点であった。

Ⅲ－2　研修に対する要望

(1)　帰国研修員の要望

帰国研修員からは，今後の研修のあり方に関し，多くの要望が提出された。これらの要望を国別・コース別・事項別に整理すると以下のとおりとなる。

① インド

イ．General Course

（人　選）

○インドの場合は，毎年の派遣人員を2 名にしてほしい。

○間接税関係の研修員の参加人員を増やしてほしい。

（講　義）

○カリキュラムの構成は直接税にウエイトが置かれ過ぎている。

○通訳を通さない英語による講義を増やしてほしい。

○政策的な講義科目に重点を置いてほしい。

○実務を知る機会を与えてほしい。

○発展途上国固有の問題もとりあげてほしい。

○発展途上国からも講師を呼んでほしい。

（ディスカッション・論文作成）

○研修生間の討論の機会を現在より以上に増やしてほしい。

○研修生が選定した特定の項目に関する自主研究の機会を設けてほしい。

（その他）

○一線の税務行政機関の訪問等の機会を増やしてほしい。

○配布教材には，申告書等実務で使用されている帳票類を英訳したものを加えてほしい。

○日本の税制，税務行政及び経済情勢等について継続的に資料を送付してほしい。

○研修生間で各国の税制の現状について情報交換できるようアレンジしてほしい。

ロ．Senior Course

（人　選）

○研修員の官職のレベルを揃えてほしい。

（ディスカッション）

○討議テーマの選定は参加者の意見を聞いて決めるようにしてほしい。

○討議テーマは3つ以上にしてほしい。

○討議テーマは発展途上国にふさわしいものを選んでほしい。

○日本からの討論参加者はハイレベルの人にしてほしい。

○討論の時間が少ないので，例えば4週間位まで延長してほしい。

（その他）

○論文はまとめて製本し，毎年送付してほしい。

○refresh course を設けてほしい。

② スリランカ

イ. General Course

（コースのあり方）

○general course を直接税・間接税に分離してほしい。

（講　義）

○通訳を通さない英語による講義を増やしてほしい。

○ADP 関係の講義を増やしてほしい。

○外国招へい講師を増やしてほしい。

○講義が日本の税制・税務行政の紹介に偏りすぎている。

（ディスカッション・論文作成）

○研修生間の討議の機会を現在以上に増やしてほしい。

○論文作成は，現在のようにグループ単位で行うより各人別に行ったほうが良い。

○論文作成を行うため，JICA トレイニング・センターの図書室を充実してほしい。

（その他）

○第一線の税務行政機関の訪問等，実務を知る機会を増やしてほしい。

○リフレッシュ・コースあるいは特定のテーマに関する個別研修を実施してほしい。

○日本の税制・税務行政および経済情勢等について，継続的に資料を送付してほしい。

○研修終了後も，研修生間で相互にコンタクトができるようにアレンジをしてほしい。

ロ. Senior Course

（ディスカッション）

○テーマは発展途上国にふさわしいものを選んでほしい。

○ディスカッションの時間が短い。期間を延長してほしい。

○ディスカッションの取りまとめを行い，結論を出すような形式にしたらどうか。

（特別講話）

○発展途上国からゲストスピーカーを呼んでほしい。

（その他）

○論文はまとめて製本し，毎年送ってほしい。

○リフレッシュ・コースを実施してほしい。

(2) 上級管理者

帰国研修員と異なり，上級管理者の場合，セミナーの詳細まで承知しているわけではないため，要望事項は多くはなかったが，大要次のような要望が述べられていた。

① インド

イ．Mr. Chand（中央直税庁長官）

○General Courseは直接税コース・間接税コースに分離することとしたらどうか。

○Senior Courseの討議テーマは，参加国が様々あるのだから，もっと増やしたらどうか。

○インド国内の研修所でも日本の制度等を勉強してもらう意味で日本から専門家を派遣してほしい。

○リフレッシュ・コースを実施してほしい。

ロ．Mr. Sen（ボンベイ所得税局長）

○日本およびインドの事情について熟知した担当者が研修をコーディネイトするようにしたらどうか。

② スリランカ

イ．Mr. Felik（内国歳入庁長官）

○発展途上国からも講師を招へいするようにしてほしい。

○参加研修員を増やしてほしい。

Ⅲ－3 今後のコース運営について

今回の調査を通じ，我々が受けた基本的な印象は，現在の「租税セミナー」が，帰国研修員にとって，運営方法，カリキュラムおよび生活面での待遇のいずれについても，一応高い評価を受けているということであった。また，研修の意義についても，帰国研修員が日本の税制・税務行政について学んだ知識を，自らの所掌している事務のわくの中ではあるが，活用するべく努力していることを知ることができた。

また，我々は，帰国研修員の所属する税務行政機関のトップを含めた上級管理者と面接する機会を得たが，ここでも，これらの上級管理者が「租税セミナー」についてよく知ってお

り，今後も自庁の職員を継続的に派遣したい旨の要望を持っていることを確認できた。

これらの事実は，我々実際に研修を担当している者にとって望外の喜びというべきである。

ただ，既述のようにセミナーの今後の運営に関しては，帰国研修員および上級管理者の双方からいくつかの要望が出されている。これらの要望の中には，帰国研修員全体の意向を反映するものでなく，個人的な要望に止まると考えられるものもあり，また要望によっては，帰国研修員の間で全く相反する性格のものもある。

したがって，我々としては，これらの多くの要望の中で，帰国研修員が共通して抱いており，今後の研修の（基本的な）あり方に関連すると考えられる以下の５つの事項についてコメントを加えておきたい。

(1) 討議機会の拡大を図るべきとする意見について

この意見はGeneral Course の運営方法に関し，インドおよびスリランカの双方の帰国研修員から提出されているものである。この点に関しては，我々は，1968年からセミナーの内容が1968年の開始の時点から，年々改善されてきており，帰国研修員のこういった意見も部分的には取り入れられているということができる。つまり，最も新しい1981年のGeneral Course の場合，全コマ数133 コマの中で研修員のディスカッションの場として，34コマ（全体の約 1/4 ）の時間が，カントリーレポートの発表，論文・作成等に充てられている。

しかし，セミナーに論文作成等の時間を設けることとなった後であっても，一部の帰国研修員は討議機会の拡大を図るべきだとしており，我々としては，例えば，カントリーレポートの発表において様式の統一化をすることで，参加国どうしの発表事項を比較可能なものとするとか，あるいは論文テーマを来日前のかなり早い時点で，研修員に了知させておくことで，研修員に論文作成のための充分な準備ができるようにすること等の改善を行い，討議機会の一層の充実を図る必要があるものと考える。

(2) 発展途上国からも講師を招へいすべきとする意見について

この意見は，インド・スリランカの両国で，しかもGeneral Course，Senior Course の双方について共通して提出されている意見である。

この意見の背後には，発展途上国にとって，社会・経済構造が異なるのだから，先進国の税制なり税務行政を勉強しても，これを自国の制度の中に直ちに導入することは困難であり，したがって，発展途上国の税制・税務行政の専門家によって，発展途上国が現在抱えている問題について講義してもらったほうが，より効果があるはずだという考え方が存在しているものと思われる。この意見については，招へい旅費予算等の実施上の多くの制約も

さることながら，そもそも租税セミナーが基本的には，日本政府が行っている発展途上国プログラムの一環であって，日本の税制および税務行政についての研修を行うことに主眼がおかれていることに留意する必要がある。

つまり，セミナーの柱となるのは，あくまでも日本の税制および税務行政についての研修であり，他の国の制度等に関する講義に大きな時間を割くことは困難と考えざるを得ないということである。

ただ，こういった租税セミナーの基本的なあり方に触れない限りでは，この意見は研修効果を高める意味で貴重な意見といってよく，我々としても，例えば，過去のSenior Course 参加者から，講師を選定し，2 コマ程度の講義を依頼するといったことを検討する必要があるものと考える。

(3) リフレッシュ・コースの設置あるいは日本からの専門家派遣を要望する意見について

リフレッシュ・コースの設置については，インドおよびスリランカの両国の帰国研修員が一致して，要望していた事項である。しかしながら，この研修に参加できる職員は両国の税務行政機関の中にあっては，極めて限定されており，多くの職員がこの研修への参加を待望しているものと思われる。このことは両国とも一致して参加研修員を従来より増やしてほしいと要望していることからも窺うことができる。

また，我々研修を運営していく者の立場から見ても，限られた予算のもとで，一人でも多くの派遣国職員に対し，研修を実施していくことが最も大切なことと考えられる。

したがって，こういった状況で帰国研修員のみを対象に，再得リフレッシュ・コースを設けることは，あまり意味がないものと思われる。

我々としては，むしろ我が国から専門家派遣を行い，わが国の税制税務行政について技術指導を行うこととし，帰国研修員には，わが国の税制・税務行政に関し，一応の知識を有する者として，現地でのコーディネーター的役割を果たしてもらうというアイデアのほうが，研修効果という点からは，より意義あるものと考える。

(4) 理論より実務にウエイトを置いた研修に改正すべきであるという意見について

この意見はインドおよびスリランカの両国のGeneral Courseについて提出された意見だが，スリランカの場合，我々の面接した職員の多くが，第一線の税務署に勤務していたこともあって，この要望は特に強いものがあった。

これに対しインドの場合は，必ずしも帰国研修員の一致した意見ということでなく，逆に，理論・政策面にもっとウエイトをかけてくれという意見もあった。

租税セミナーの研修科目の構成を理論中心とすべきか，あるいは実務中心とすべきかという点については，ひとえに，セミナーに参加する職員が税務行政機構において，いかな

る地位にあるのかという問題に帰着する。

現在，租税セミナーでは，研修員の選定基準の一つとして，将来幹部として活躍することが見込まれる者という基準をおいているが，この選定基準からすれば，General Course であっても，あまりに研修の内容を実務本位にするのは妥当でないと考える。しかし同時に我々は租税セミナーが行政官を対象とした研修であることにも留意する必要がある。そういう意味では実務とかけ離れた理論偏重の研修も意味がないこととなる。

こういった事情を勘案すると，結局，租税セミナーの場合には，問題は実務と理論の適切なバランスをいかに実現するかということにあるように思われる。実務と理論の適切なバランスをとるという視点から，これまでの研修の構成について見直してみると，今回，帰国研修員が指摘したように，一線の行政機関を見学する機会等が時間的に少ないことは否定できない。これには，国税局・税務署の場合，特に最近は事務量の増大が著しく，とても，外国人の研修員のために多くの時間を割くことが困難であるという事情があるが，我々としては，研修員が充分我が国の実務の実態を知るためには，可能な範囲内で，見学等の機会を確保し，また見学の際の説明方法等もより一層の工夫をしていくことが必要と考える。

(5) 直接税・間接税のバランスを見直すべきであるとする意見について

この意見は General Course について，中央直税庁と中央関税・消費税庁に分離されているインドで，特に中央関税消費税庁に所属する職員から提出されたものであるが，現在の General Programme の講義科目等が直接税に片寄っていることに対する意見である。

たしかに，現在の租税セミナーのカリキュラムをみると，直接税にウエイトがかかっていることは否定できない。

しかし，これは，租税セミナーの基本的性格が日本の税制・税務行政についての研修であり，そのためカリキュラムも日本の税体系なり，税務行政機構の現状がベースとならざるを得ないことの反映に他ならない。

また，国税庁が研修の受け皿を果たしている現状からみれば，講師の確保等の事情により，例えば，カリキュラムにおける直接税・間接税の比率を１：１にまで引き上げることは事実上無理といってよい。

この点については，むしろ，1978年以前には，現在の General Course が，直接税コースおよび間接税コースに分離されていたものを，参加国における将来の幹部候補たる研修員に対しジェネラリストたる知見を習得してもらう観点から，現在のように一本に統合した経緯もあり，研修員には自分が所掌している税目にこだわることなく，租税セミナー

を通じ，自らの視野を広めてもらいたいというのが我々の意見である。

なお，消費税に関しては，現在のカリキュラムの若干の拡充を行うことが大切であり，その必要性もあるものと考えるが，関税に関しては，租税セミナーとは別個に大蔵省関税局が担当している税関行政セミナー（Group Training Course in Custom Technique）があり，関税についてより以上の研修機会を設けてほしいという要望のある研修員については，この税関行政セミナーに参加する方がベターであると考える。したがって，この点の周知は，派遣国に対し，我が国からも行っておく必要があるものと考える。

Ⅳ　インド・スリランカの税制、税務行政の現状

今回の巡回指導では，その目的の一つとして，訪問国の実情把握を行うこととされていたが，我々は今後のカリキュラム編成の参考とするため，両国の税制および税務行政についての調査も行った。

ただこの調査については，今回の巡回指導においては，クエッショネアーの事前送付等は行わず，インタビューの機会を通じて得た情報あるいは交付を受けた資料等より得た情報を整理するに止めた。

以下，我々の調査結果として両国の税制および税務行政について概説する。

Ⅳ－1　インドの租税制度

現在インドにおいて賦課・徴収されている租税には以下のものがある。

まず，直接税についていえば，国税として所得税（法人税も含む）（income tax），富裕税（wealth tax），遺産税（estate duty）および贈与税（gift tax）がある。

次に地方税として地租（land revenue），農業所得税（agricultural income tax），収穫への課徴金（purcharge on corps），職業税（professional tax）および都市不動産税（unban immovable property tax）がある。

また間接税としては，国税として，連邦消費税（central excise tax），関税（customs duty）および連邦売上税（central sales tax）があり，地方税として，州売上税（sales tax）がある。

主要な租税の概要は以下のとおりである。

(1)　所得税（income tax）

納税義務者は，→個人，ヒンズー未分割家族（hindu undivided family），登録商事組合（registered firm），会社，地方公共団体，その他の法人から成り，納税義務の範

囲は，居住者の場合であれば，①インド国内において発生したすべての所得，②インド国内において受領したすべての所得および③インド国外において発生したすべての所得に及ぶ。

また，非居住者の場合であれば，①インド国内において発生したすべての所得および②インド国内において受領されたすべての所得に及ぶ。

なお，地方公共団体の場合は，課税所得の範囲は事業所得に限定される。

（注１）　ヒンズー未分割家族とは，ヒンズー教徒の伝統的な大家族制度をいい，原則として一つの家族が課税単位となる。

（注２）　居住者で，インドにおける滞在期間等が一定の期間に達しない者は，通常の居住者とは区別された扱いになる。

つまり，インド国外で発生した所得の課税範囲は，この場合，インド国内において支配されている企業または，インドに本拠を有する自由職業に帰属する所得にのみ限定される。

課税単位は，上記のヒンズー未分割家族の場合等特定の場合を除き，原則として個人単位主義に拠っている。

税率は，1980～1981課税年度であれば

①　個人の場合

総所得が10,000ルピー（約1,250USドル）までなら課税されないが，10,000ルピー以上になった場合は15%から60%の累進税率が適用される。

②　会社の場合

株式公開会社，株式非公開会社および外国会社について以下のように異なった税率が適用される。

株式公開会社 …… 45～55%

非公開会社（生産会社）… 55～60%

〃　（その他）…… 65%

外国会社 …… 70%（但し，ロイヤリティー，技術援助料，配当には別途軽減税率が適用される。）

③　登録商事組合の場合

総所得が10,000ルピーまでなら課税されないが，10,000ルピー以上になった場合は，4%～22%の累進税率が適用される。

（注３）　上記の税率により計算された税額に加え，個人，会社，登録商事組合のいずれについても，税額に対し一定割合を乗じた付加税（surcharge）が課されること

となっている。

税額確定方式は，一種の賦課課税制度が採られており，納税者の総所得金額を記載した申告書の提出を受けて，税務当局が賦課決定の通知を行う。

なお，給与所得者には源泉徴収制度が適用されているが，我が国の如き年末調整制度がないため，総所得金額の申告は，給与所得者の場合であっても必要である。

課税所得の計算においては，以下の６種類に分類された収益について，各々所得を計算し，これらの各種所得を合計した総所得について課税が行われる。

① 給与（salary）

② 証券利子（interest on securities）

③ 資産保有所得（income from house property）

④ 事業所得（profites and gains on business or profession）

⑤ キャピタルゲイン（capital gain）

⑥ その他所得（income from other sources）

なお，キャピタルゲインについては，かつてのイギリスがそうであったように非課税扱いとされていたこともあったが，現在では，他の所得と同様に課税されており，ただ長期キャピタルゲイン（保有期間が36ケ月を超える資産の売却によるもの）にのみ軽減税率が適用されている。

(2) 富裕税

個人およびヒンズー未分割家族に対して課される租税であり，毎年３月３１日現在の純資産価額を課税標準として賦課されるものである。

ただし，課税純資産価額の算定に当たっては，農地，農業用資産および年金受給権等は含まれない。税額の算定は，通常，基礎控除として100,000ルピーまでが控除され，残額について，0.5%～3.5%の累進課税率が適用される。

(3) 遺産税

相続人の相続財産に対し課される租税であり，納税義務者は相続人である。

遺産税の税額の算定に当たっては，基礎控除として50,000ルピーまでが，控除され，残額について4%から85%までの累進税率が適用される。

(4) 贈与税

個人，ヒンズー未分割家族，会社および登録商事組合等の贈与行為について，課される租税であり，納税義務者は寄贈者である。贈与税の税額の算定に当たっては，基礎控除として5,000ルピーまでが控除され，残額について5%から75%の累進税率が適用される。

(5) 連邦消費税

たばこを始めとして140の物品に対して課される租税であり，免許を受けた事業者が納税義務を負う。税率には，課税物品毎に定められた基本税率に加え，基本税率により計算した税額の10%に相当する特別税率と砂糖，タバコ，毛織物等，特定の物品に賦課される付加税率が適用されている。

Ⅳ－2　インドの税務行政

(1)　機　構

インドの税務行政は，中央政府レベルでは大蔵省（Miristry of Finance）の内局である歳入局（Department of Revenue）のもとにある中央直税庁（Central Board of Direct Taxes）と中央関税・消費税庁（Central Board of Excise and Customs）により運営されている。中央直税庁が所掌する税目は，所得税，富裕税，遺産税および贈与税等であり，中央関税・消費税庁は，連邦消費税および関税等を所掌している。

中央直税庁は長官（chairman）のほか5名の委員から構成される委員会がその最高意思決定機関の役割を果たしている。5名の委員はそれぞれ担当事務（所得税担当，研修担当，立法担当，富裕税・訴務担当および調査担当）を有しており，その下にこれらの委員の事務を補佐する本庁のスタッフ機構が存在している。

また，第一線の課税事務を担当する責任者として所得税局長（Commissioner of Income Tax）が80名配置されているが，この所得税局長の配置は，地域別，事案別になされている。

つまり，所得税局長は，通常日本の国税局長のように管轄地域の税務行政を所管しているが，一部の所得税局長は本庁に所属し，全国レベルの特定事案を担当している。

中央関税・消費税庁の場合も，長官（chairman）のほか5名の委員から成る委員会が最高意思決定機関の役割を果たしている。各委員の下に委員の事務を補佐するための本庁スタッフ機構があることは，中央直税庁の場合と同様である。

第一線の課税事務を担当する機構としては，全国に18名の消費税・局長が配置され，ボンベイ，カルカッタ，マドラス等の主要港には6名の税関長が配置されている。

なお，中央関税・消費税庁の業務には，関税・消費税の賦課，徴収に加え，金および麻薬の生産・加工の管理，監督業務が含まれている。

(2)　税務行政が当面する問題

前述のとおり，インドではわが国と異なり，国税の賦課・徴収を担当する行政機構が中央直税庁と中央関税・消費税庁に二分されているが，いずれの機構も現在多くの問題を抱えている。

まず，中央直税庁の場合であるが，筆者が会った多くの中央直税庁職員が一致して認めている問題は脱税をいかにして減少させ，申告水準を向上させていくかということであった。

この国では，申告水準の問題を考える場合，二つの側面がある。この国は貧富の差，教育水準の差が著しいため，階層構造は少数の教育のある富裕な人々と多数の教育のない貧乏な人々に二分されるとされているが，貧乏な人々の場合，所謂，読み書きそろばんが出来ないため当然のことながら，納税意識は著しく低い。しかし，富裕な人々の場合も納税者の申告レベルは決して良いものでなく，むしろ金持ちであればあるだけ，租税回避に熱心なのがインドの常識であるということであった。

租税回避の手口の中には，違法な脱税行為（これがインド経済におけるブラック，エコノミーの大きな源泉となっているといわれている）によるものだけでなく，法律を自己の都合の良いように解釈し，租税の免脱を図る「節税」行為も一般的で，そのため，これを認めなかった課税当局との争いが頻発しており，係属中の不服審査事案および訴訟事案が著増しているとのことであった。

中央直税庁では，この問題に真剣に取り組んでおり，大口の納税者に対する税務調査の強化および無申告を発見するための情報収集機能の整備等の施策を講ずるとともに，広報活動を通じ納税者の申告水準の向上を図っている。

次に中央関税・消費税庁の場合についてふれてみよう。インドの場合，連邦消費税は中央政府の歳入のほぼ4割を占める重要な税目となっているが，この税については課税物品が多種多様であり（現在140に及んでいる），しかも毎年のように改正があって，課税対象物品の拡大および税率の改正等が行われている。

これは連邦消費税の増徴が歳入確保のため最も容易な方法であることに基づくものといわれているが，税務行政の側では，少なからぬ混乱をきたしている。

つまり，新しい物品が課税されることとなると，その範囲（物品が課税物品か否かの判定）および当該消費税の納税者の範囲（納税義務者は通常製造者であるが，その製造者の該否の判定）をめぐり，納税者との争いが必ずといってよいほど発生するため，関税・消費税庁ではその対応に苦慮しているとのことであった。

Ⅳ－3　スリランカの租税制度

現在，スリランカにおいて賦課・徴収されている租税の主なものとしては，所得税(income tax)，富裕税（wealth tax），贈与税（gift tax），遺産税（estate tax），印紙税（stamp duty）および売上税（business turnover tax）がある。

（注１）上記の税目以外にも，スリランカでは関税・消費税庁が賦課・徴収するいくつかの間接税および地方公共団体が賦課・徴収する不動産税（ rates ）があるとされているが，今回筆者が訪問したのが，上記の税目を所掌する内国歳入庁（ Department of Inland Revenue ）であったため，これらの税目の現状について確認することはできなかった。

主要な租税の概要は以下のとおりである。

(1) 所得税（ income tax ）

スリランカでは所得税は，既に1932年に導入されている。導入の当初は，スリランカがイギリスの植民地であった経緯もあって，イギリスの制度を完全に模倣したものであったが，現在では，幾たびかの改正を通じ，スリランカ独自の制度として構成されている。

納税義務者は，個人・会社およびその他法人から成り，納税義務の範囲は，納税者が居住者の場合であれば，所得の源泉が国内であると国外であるとを問わず，その者のすべての所得に及び，非居住者の場合であれば，国内源泉所得についてのみ及ぶこととなる。課税単位は個人単位主義に拠っており，夫と妻は別個に申告することとされている。ただ，子供（独身で１８歳以下の者をいう。)の所得については，その子供が事業以外で所得を得た場合に限り父親の所得と合算される。

税率は，個人・会社およびその他法人で以下のように別個の税率が適用されている。

① 個人の場合

税率は7.5%～70%までの累進課税率になっており，居住者の場合に限り12,000ルピー（約600USドル）までは非課税となっている。

② 会社の場合

会社の形態に応じ，異なった税率が適用される。つまり，一般内国法人の場合であれば50%の比例税率であるが，外国法人の場合には50%の比例税率が適用されるほかに，スリランカ国外に送金する場合，送金額の（1/3）にあたる額（課税所得の 1/9 を超えない範囲で）を源泉徴収して支払わねばならない。

③ その他法人の場合

その他法人の形態に応じ，異なった税率が適用される。つまり慈善団体の場合であれば20%,信託の場合であれば50%～70%の税率が適用される。

なお，課税所得がキャピタルゲインである場合には，上記①～③のいずれの場合であっても他の所得とは別個に最高25%に至る税率が適用される。

課税年度は個人・法人ともに毎年４月１日から翌年の３月３１日までであるが，４半期毎に予定納税をすることとなっている。なお，給与所得者の場合はPAYE（ Pay As You

Earn ）制度の下で，月々源泉徴収がなされている。

税額確定方式には，申告納税制度を採用しており，賦課課税方式が主流となっている旧英領植民地では特徴的である。

課税所得の計算にあたっては，社会政策，経済政策上の配慮から以下の所得が免除される。

① 全額免除されるもの

公務員の所得および経済および社会発展に資する特定の投資収益

② 一定額が免除されるもの

個人の住宅のための資本支出，政府の認可を受けた投資事業，生命保険・医療保険の支払い，および認可を受けた慈善団体への寄付

また，経費の計算上，土地改良等に係る資本的支出の即時償却が認められている。

(2) 富裕税（ wealth tax ）

個人および非居住の法人に対して課される租税であり，毎年4月1日現在の純資産価額を課税標準として賦課されるものである。

課税純資産価額の算定に当たっては，基礎控除として200,000 ルピーが控除され，残額について0.5%から2%に至る税率の課税がなされる。

(3) 贈与税（ gift tax ）

個人の贈与行為に対して課される租税であり，納税義務者は寄贈者である。税額の算定には，基礎控除として200,000 ルピーが控除された残額につき，5%～70%に至る累進税率が適用される。

なお，課税にあたる調査官が，寄贈者に納税義務を負わすのが適当でないと判断した等の場合には，受贈者が納税義務を負うことがある。

(4) 遺産税（ estate tax ）

相続人の相続財産に対して課される租税であり，納税義務者は相続人である。税額の算定には，基礎控除として100,000 ルピーまでが控除されるが，それを超える場合には，累進税率による課税がなされる。

(5) 印紙税（ stamp duty ）

証書等を通じてなされた取引について，これらの証書等を作成した者が納税義務を負う租税である。この税は，証書等の書類に印紙を貼付する方法により納付される。なお商品の販売等，特定の取引の場合には課税は免除されている。

(6) 取引高税（ business turnover tax ）

財およびサービスの取引に対し課される売上税である。課税は毎年10月から翌年の9月

までの1年間の売上げについてなされるが，1年間の売上高が100,000ルピーを超える時にのみ納税義務が発生する。納付は4半期毎に免許を受けた事業者によってなされる。

税率は，製造業と非製造業とで別個の税率が適用されており，生活必需品の取引については免税措置が採られている。

(7) 外国法人等に対する優遇措置

スリランカでは，現政権が，積極的外資導入政策を図っているため，税制上でも，外国法人には多くの優遇措置がとられている。この中でも特に，コロンボ北方に設定された自由貿易地域（free trade zone）に進出する法人に対して，同地域を管理する大コロンボ経済委員会（Greater Colombo Economic Commission）が許可により与えている免税措置（tax holiday）は，外国法人・投資家の大きな魅力となっている。

この免税措置は，進出法人の投資行為について，その収益力，規模，雇用創出の程度および新技術導入の有無等を勘案した上で，与えられるものであるが，これらの勘案事項の内容により，2年から10年に及ぶ完全な免税と4年から15年に及ぶ課税の軽減措置（当該法人に賦課される租税は売上に対する2%～5%の課税に限られる）より成っている。

Ⅳ－4 スリランカの税務行政

(1) 機 構

スリランカの税務行政は関税，一部消費税および不動産税（rates）を除き，内国歳入庁（Department of Inland Revenue）によって所掌されている。

内国歳入庁の機構は本庁，税務署，相続税事務所および印紙税事務所から成る。

本庁には長官（Commissioner General）のもとに8名の部長（Commissioner）がおり，それぞれ，①組織（organization），②取引高税（business turnover tax），③コロンボ地区を除く税務署の統括・遺産税（regional officer and estate duty），④調査（entorcement），⑤査察（inspection），⑥コロンボ地区の税務署の統括（metropolitan），⑦申告処理（assesment），⑧徴収（collection）に係る事務を担当している。

各部長の下には，上級賦課官（senior assesor）および賦課官（assesor）がおり，本庁が行う監督業務のほか，納税者に対する賦課・徴収の業務を直接行っている。なお，賦課官の下には，更に賦課官の事務を補助する事務官（officer）が配置されている。

(2) 税務行政が当面する問題

スリランカの税務行政が当面している問題は，所謂発展途上国が共通して抱えている問題である。

これを列挙すれば以下のとおりになる。

① 低い申告水準と多い脱税

この問題はスリランカでは特に現在の政権により経済の自由化政策が進められ，この国の経済活動が活発となってから，表面化してきた問題だといわれており，内国歳入庁の担当者の指適によれば，その原因は，税法がしばしば改正され，納税者がなかなか新しい制度になじめないこと，また，急激な経済の拡大のため，税務行政当局側の体制整備が追いつかず，必要な情報を収集・確保することが困難なこと等に基づくものとされていた。なお，スリランカでも小規模事業者および自由業者（医師，弁護士等）の申告水準が特に低いことが問題となっており，内国歳入庁ではその対応に頭を悩ましているとのことであった。

② 滞納の発生

スリランカにおいては，滞納の発生割合は極めて高い。ちなみに，1980年のスリランカの租税収入（除取引高税）は約22億ルピーであるのに対し，同年末の滞納残高は約13億ルピーにのぼっている。これは主としてインフレーションにより納税者が期限内に納付を行うことがかえって不利になると判断することに基づくものといわれている。

そのため，内国歳入庁では，延滞税の最高税率を25%から50%に引き上げる等の対策を講じている。

③ スタッフの確保

スリランカでは，上記のように，税務行政当局にとって困難な問題が山積しており，多くの経験をつんだ有能な税務職員が必要とされているにも拘らず，経験豊かな税務職員の民間への流出がしばしばある。

これは，スリランカでは会計実務に熟知したスタッフが少なく，民間部門が少なくとも2倍以上の給与をもって税務職員をスカウトすることによるものといわれている。

そのため，税務職員の所得を免税とする扱いや，職員の住宅等を増設することで，職員の定着化を図る対策がとられているものの，その効果ははかばかしくないとのことであった。

資料 1

租税セミナーの変遷

年度	研修時期・人数	特記事項
1968	5月～6月（31日間） 6ヶ国 15名	集団研修創設
1969	9月～10月（45日間） 8ヶ国 16名	期間延長
1970	8月～10月（45日間） 9ヶ国 16名	
1971	8月～10月（43日間） 8ヶ国 13名	
1972	8月～10月（44日間） 10ヶ月 16名	
1973	9月～10月（45日間） 13ヶ国 30名	・直接税・間接税2コース化 ・定員増
1974	直間 9月～10月（50日間） 14ヶ国 28名 上級10月（12日間） 10ヶ国 10名	・上級租税セミナー創設 （部長クラス以上対象）
1975	直間 9月～10月（50日間） 12ヶ国 25名 上級10月（12日間） 9ヶ国 9名	・巡回指導チーム派遣 1976. 3. 16 ～ 4. 2 （フィリピン・タイ・マレイシア・シンガポール・韓国）
1976	直間 9月9日～10月28日 29名 上級 10月3日～17日 11名	
1977	直間 9月1日～10月20日 31名 上級 10月3日～10月15日 13名	
1978	直間 上級 9月29日～10月21日 14名	
1979	一般 9月6日～11月20日 26名 上級 10月4日～21日 14名	・直接税・間接税コースを一般租税セミナーに統合・期間延長
1980	一般 8月27日～12月11日 25名 上級 10月1日～18日 13名	・期間延長
1981	一般 8月27日～12月11日 25名 上級 9月30日～10月17日 16名	・巡回指導チーム派遣（インド・スリランカ） 1982. 2. 23 ～ 3. 11

国　別　参　加　者　数

( )内は上級コース参加者数

国名＼年	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	国別計
インド				1	1	3	(1)2	(1)2	(1)2	(1)1	(1)2	(1)1	(1)1	(1)1	(8)17
インドネシア		2	2	2	2	4	(1)3	(1)3	(1)3	2	(1)2	2	(1)2	(1)2	(6)31
シンガポール		2	2	1	2	2	(1)3	(1)3	(2)2	(1)2	(1)2	(1)2	(1)2	(1)2	(9)27
スリランカ	1	2	2	—	1	2	(1)2	(1)2	(2)2	(1)2	(1)2	(1)2	(1)1	(1)1	(9)22
タイ	2	2	2	2	2	1	(1)4	(1)3	(1)3	(1)2	(1)2	(1)	2	(1)2	(7)29
大韓民国	3	2	2	2	2	4	(1)2	(1)2	(1)2	(1)2	(1)1	3	(1)2	(1)2	(7)31
台湾	3	2	2	2	2										11
ネパール							2			(1)1	(1)2	(1)2	(1)1	(1)1	(5) 9
パキスタン						2		(1)3	(1)3	(1)1	(1)2	(1)2	2	(1)1	(6)16
バングラデシュ						2	(1)1	(1)	(1)	(1)2	(1)2	(1)2	(1)1	(1)1	(8)11
ビルマ										(1)1	1			1	(1) 3
フィリピン	4	2	2	2	2	4	(1)4	3	4	(1)2	(1)2		(1)1	(1)2	(5)34
マレイシア	2	2	1	—	1	2	(1)1	(1)1	(1)1	(1)1	(1)1	(1)1	(1)1	(1)2	(8)17
ラオス			1	1	1	3	1								7
香港												1	1	1	3
カメルーン						3	(1)								(1) 3
ベトナム							1								1
ウルグアイ										2	2	(1)1			(1) 5
パラグアイ										2	1	(1)	(1)	1	(2) 4
ブラジル								1	3	(1)2	(1)2	(1)1	1	(1)1	(4)11
西サモア											1	1	1		3
アフガニスタン								1	1	2	1	1			6
イラク							1	1	2	(1)2	1	2		(1)1	(2)10
イラン							1		1	2	(1)1	(1)2	1		(2) 8
クウェイト													(1)		(1)
サウディ・アラビア													2		2
トルコ												1	1	1	3
エジプト											(1)	(1)	(1)1	(1)1	(4) 2
リベリア												(1)	(1)	1	(2) 1
タンザニア														(1)	(1)
ペルー														(1)	(1)
ナイジェリア													1		1
計	15	16	16	13	16	32	(10)28	(9) 25	(11)29	(13)31	(14)30	(14)27	(13)25	(16)25	(100)328

LIST OF EX-PARTICIPANTS (India)

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
1. Mr. A.V. Ganesan	71	J			
2. Mr. Manohar Lall Choudhry	72	J			(Commissioner of Income Tax), Deputy Director of Finance, Air India
3. Mr. Arun Kumar	73	I		Director, Lands & Buildings Tax Dept., Jaipur	Member, Board of Revenue, Jaipur
4. Mr. Karimundockal Joseph Mathew	73	I		Research Officer, Dept. of Economic Affairs	Senior Analyst, Cabinet Secretariat
5. Mr. Om Prakash Baardwaj	73	D		Ex-officio Deputy Secretary, Central Board of Direct Taxes	Officer on Special Duty, Co-ordination Cell
6. Mr. Ramanathan Jayaraman	74	I		Deputy Collector of Central Excise	
7. Mr. T.K. Baneriji	74	I		Joint Secretary of Finance, Govt. of Haryana	Secretary, Govt. of Haryana
8. Mr. M.A. Rangaswamy	74	S		Joint Secretary, Ministry of Finance	
9. Mr. P.K. Kapoor	75	I		Additional Collector of Customs	Director of Publications
10. Mr. Adhyam Raghavendra Rao	75	D		Inspecting Assistant Commissioner of Income Tax	Deputy Director of Inspection (intelligence)

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
11. Mr. H.D. Bahl	75	S		Director of Organization & Management Services, Income Tax	
12. Mr. Krishnamurti	76	I	44	Deputy Director of Inspection, Directorate of Inspection	Collector of Central Excise
13. Mr. Madhavan Bhuvarahan	76	D	43	Inspecting Assistant Commissioner, Income Tax	Inspecting Assistant Commissioner
14. Mr. Butani Kan Narayan	76	S	58	Director of Inspection Income Tax Dept., Central Board of Direct Tax	
15. Mr. T.S. Srinivasan	77	D	44	Assistant Commissioner Range III, Delhi	Senior Authorized Representative, Income Tax Appellate Tribural Bombay
16. Mr. Muhammad Wasiq Ali Khan	77	S	57	Commissioner, Income Tax Dept.	Member, COFEPOSA Tribunal
17. Mr. Dinesh Behari Lal	78	D	43		
18. Mr. Lajja Ram	78	I	42	Deputy Secretary, Dept. of Revenue	Collector of Central Excise, Meerut, Uttar Pradesh
19. Mr. G. Sankaran	78	S	51	Commissioner, Dept. of Revenue	Commissioner (Tax Research)
20. Mr. Jeppu K. Rao	79	G	36	Income Tax Officer, Income Tax Dept.	Inspecting Assistant Commissioner of Income Tax

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
21. Mr. N.S. Raghavan	79	S	56	Commissioner of Income Tax	Member, Central Board of Direct Taxes
22. Mr. Mrinal Kanti Debnath	80	G	36	Assistant Director, Income Tax Dept.	Appellate Assistant Commissioner of Income Tax, Hyderabad
23. Mr. S. Ven Katarama Iyer	80	S	58	Director of Training	Director of Training
24. Mr. Rajat Kumar Chakrabarti	81	G	39	Deputy Secretary, Dept. of Revenue	Deputy Secretary
25. Mr. T.P. Jhunjhunwala	81	S	51	Director of Intelligence, Directorate of Inspection, Central Board of Direct Tax	Director of Intelligence

LIST OF EX-PARTICIPANTS (Sri Lanka)

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
1. Mr. Lakshman Gamini S. Goonewardene	68	J		Senior Assessor, Dept. of Inland Revenue	Commissioner
2. Mr. D.D.M. Waidyasekera	69	J		Assessor	Deputy Commissioner
3. Mr. Joseph Patrick Fernando	69	J		Senior Assessor, Dept. of Inland Revenue	Dead
4. Mr. Thambipillai	70	J		Senior Assessor	Deputy Commissioner
5. Mr. Visvanathan Subendranathan	70	J		Senior Assessor	Left Service
6. Mr. Tillekeratne Cecil Alutwela	72	J		Senior Assessor	Deputy Commissioner
7. Mrs. Dona Monica Sushila Fernando	73	D		Assessor	Acting Deputy Commissioner (Employment)
8. Mr. Jayaranee Manoranjan	73	I		Assessor	Assessor
9. Mr. Subramaniam Rajalingam	74	D		Assessor	Left Service
10. Mr. Milin Lasath Peris Wijesinghe	74	I		Assessor	Assessor
11. Mr. Manikku Baraturuge Jayatissa Silva	74	S		Additional Commissioner of Inland Revenue	Retired

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
12. Mr. G.G. Tambiah	75	D		Assessor, Estate Duty Collection & Stamp Office	Left Service
13. Mr. K. Gnanenthiran	75	I		Assessor, Dept. of Investigation	Left Service
14. Mr. Nalin R. Ratnaike	75	S			Dead
15. Mr. Ponnampalampillai Somasundaram	76	D	39	Assessor	Assessor
16. Mr. Rajanayagam Saverimuthu Linus Paul	76	I	43	Assessor	Medical Leave
17. Mr. Easparathasn Saravanamuthu	76	S	42	Director of Fiscal Policy, Ministry of Finance	Central Bank of Ceylon
18. Mr. Mitrasena Hewa Abeypitiyage	76	S	54	Deputy Commissioner	Abroad on Duty
19. Mr. Rajasingam Ponnambalarn	77	D	42	Assessor	
20. Mrs. Rani De Alwis	77	I	43	Assessor, Revenue Dept.	Assessor
21. Mr. N.S.L. Perera	77	S	52	Deputy Commissioner	Abroad on Leave
22. Mr. Calvin Senaratre	78	D	42	Assessor	Abroad on Leave

Name	Year	Course	Age	Post at the time of attendance	Post in 1982
23. Mr. Siyaguna Kosgodage Malsolom Nandasena	78	I	43	Assessor	Assessor
24. Mr. Karunaratne Wijeweera	78	S	56	Commissioner	Retired
25. Mr. Kandiah Suseelar	79	G	36	Assessor	Assessor
26. Mrs. Alahakoon M.G. Munasinghe	79	G	37	Assessor	Assessor
27. Mr. Eardley M.G. Tillekeratne	79	S	57	Commissioner	Commissioner
28. Mr. Palipahana P.D.P. Karunasekara	80	G	35	Assessor	Assessor
29. Mr. Hugh Moloagoda	80	S	55	Commissioner	Abroad on Duty
30. Mr. Suranjan Gunasena	81	G	34	Assessor, Nuwara Eliya Regional Office	Assessor
31. Mr. Joseph C.L. Fonseka	81	S	54	Commissioner	Commissioner

QUESTIONNAIRE

To the Ex-participants of the Seminar on Taxation

Japan International Cooperation Agency (JICA) and
National Tax Administration (NTA)

We appreciate greatly your cooperation in answering the following questions. (Please write in block letters or typewrite.)

I. General Questions

1) Full Name: _____

2) Official Address: _____

_____

3) Home Address: _____

_____

4) Year of Participation: _____

5) Name of Course:

a) Senior Tax Programme

b) General Tax Programme (1979∿1981)

c) Direct Tax Course (1973∿1978)

d) Indirect Tax Course (1973∿1978)

e) Junior Tax Course (1968∿1972)

6) Employment Record (since time attended up to the present)

Duration of Service	Post, Division & Organization
from -- to	
--	
--	
--	

7) Please show a chart of your organization and indicate your section or position in the annexed paper.

8) Please describe your duties in the present service briefly.

9) If you are facing any problem in carrying out your job at present, please describe.

10) Other Training Course and Seminar in Taxation (in your country or abroad) you have attended so far

Duration of Course	Institute/Place	Type of Programme
from -- to		
--		
--		
--		

II. Questions on the Seminar

1) What was most beneficial in the programme? (choose one among the following items and give the reason.)

Senior Tax Programme

a) Report Presentation and Round-table Discussion

b) Special Lectures

c) Visiting the Regional Taxation Bureau and a District Tax Office

d) Others: _____

General Tax Programme, Direct & Indirect Tax Course

a) Self-assessment System

b) Blue Return System

c) Private Cooperative Association (such as the Blue Return Association, the Association of Corporations, the Saving-for-Tax Association)

d) Training for Tax Officials

e) ADP System (computerization)

f) Visiting the Regional Taxation Bureau and a District Tax Office

g) Lectures by Experts from Abroad (conducted in 1979, 1980, 1981)

h) Round-table Discussion with Participants of Senior Tax Programme

i) Thesis Writing and Presentation (conducted in 1980, 1981)

j) Others: _____

Reason

2) Do you have any proposal or suggestion on the following items for the further improvement of the seminar?

a) Duration and Season

b) Number of Participants

c) Curriculum

d) Textbooks & Reference materials

e) Round-table Discussion by the Participants of Senior and General Tax Programme

f) Facilities and Equipments

g) Others

h) (for Senior Participants Only)

* What is your opinion about the present structure of the seminar, namely, Round-table discussion as main activity?

* What subject do you recommend to be taken up as theme of country report and discussion?

3) What a level of post in your organization may suit best to the seminar?

* Senior Tax Programme: _____

* General Tax Programme: _____

4) Please write down your impression of Japanese taxation system and tax administration through your participation in the seminar.

5) Have you had any opportunity to introduce a new system or improved the previous one, being hinted through the seminar?

Yes No

* If yes, how?

6) Are there any obligation put on you by your organization or government, because of your participation in the seminar abroad?

Yes No

* If yes, what?

III. Questions on the Follow-up Service for Ex-participants of JICA

1) Do you have any relationship with Japan officially or privately?

2) Do you have any contact with other ex-participants of the training courses or seminars in Japan?

3) Do you want follow-up and after-care service for ex-participants of JICA?

Yes No

* If yes, please describe it in detail.

e.g.
a) Expert Dispatching
b) Refreshing course or Individual Training
c) Written Materials
d) Others

4) If you have other requests to JICA, please describe them.

Summary Report of the Technical Follow-up Team

for

Ex-participants of the Seminar on Taxation to India

Feb. 23 ∿ Mar. 3, 1982

I. Background

The government of Japan has been conducting two seminars in the field of taxation and has received participants from developing countries.

The Senior Tax Programme has a duration of about 18 days in which participants who are senior class officials in tax authorities exchange information and views at round table discussion and visit some tax offices.

The General Tax Programme has a duration of 3.5 months. Its purpose is to provide tax officials of developing countries with better understanding of efficient tax system and administration, through lectures, discussions, and thesis writing. This programme was established in 1979 by integrating and enlarging the former Direct Tax Course and Indirect Tax Course.

By the end of 1981, JICA had accepted about 100 participants to the Senior Tax Programme, and about 330 participants to the General Tax Programme and Direct and Indirect Tax Courses. Every Year there had been participants from India.

With this background JICA sent a follow-up team for the ex-participants of the seminar. The team consists of the following members.

Mr. Shigeyoshi Tsuchiya	Chief Tax Analysis Specialist, Planning Division, Commissioner's Secretariat National Tax Administration
Ms. Harumi Kitabayashi	Training Officer, First Training Division, Training Affairs Department, Japan International Cooperation Agency

The team was despatched to India in the period of 9 days from February 23, 1982 to March 3, 1982.

II. Objectives

The objectives of the team are as follows:

(1) To evaluate the extent of utilization of what the ex-participants gained in Japan in the fulfillment of their official works at respective government offices.

(2) To investigate and understand the situation of the country in the field of taxation, in order to respond to the needs as much as possible in programme-making in the future.

(3) To introduce the ex-participants to the present situation of taxation in Japan.

III. Methods

To attain these objectives, the team took the following measures:

(1) A questionnaire was sent to each ex-participant in advance of the team's visit to the country, together with a covering letter by which the purpose of the team was explained.

(2) The team met as many ex-participants as possible in person, and interviewed them about their present jobs, relevance and beneficience of the seminar, and frank comments and suggestions.

(3) The team also visited the concerning organizations and ment the officials, in order to get information on the nomination procedure, staff training system, and their taxation system and administration.

IV. Summary of Findings

(1) Present Engagement of Ex-participants

There are 25 ex-participants from India (1971∿1981). We found 19 of them still working for the government in the field connected to taxation. We could interview 10 ex-participants in

New Delhi and Bombay. Besides, 2 ex-participants working in the other states sent us their answers to our questionnaire.

We understand that most of the ex-participants are occupying important positions in their services, some of them had been promoted to senior posts, and they were carrying out prominent works.

(2) Requests and Comments on the Seminar

We were informed that most of the ex-participants had submitted their reports about the seminar to their departments, and that some of them had recommended to adopt a few Japanese systems. This means that information and knowledge obtained in the seminar were transferred to their organization and thus promoted understanding of Japanese tax system.

There were precious comments given by the ex-participants and other officials concerned. Some suggestions we received were:

1) The curriculum must be balanced concerning direct and indirect taxes. Present programme poses far more importance on direct taxes.

2) There are more lectures on theoretical aspects than practical ones. More lectures on practical sides are desirable.

3) It will be greatly appreciated by participants to have more opportunities of comparative studies among developing countries on their tax systems and administration.

4) Themes of report and discussion, especially for the senior programme, must be decided by reflecting the recommendation of the participating countries.

These suggestions are very important when we make the programme in the future. We are willing to report them to the concerning organizations and officials.

Although there are several points requested to be changed, we are glad to know that the seminar benefited, to some extent, tax officials of India, and that the authorities are willing to continue sending participants to the seminar.

(3) Comments on Japanese Tas System

We also had chances to discuss Japanese tax system with ex-participants and other officials. Some of our systems which interested them as unique traits are as follows:

1) Blue Return System

2) Tax Consultation Service

3) Private Cooperative Association of Taxpayers

4) ADP System

Of course they are not applicable directly to India, where social and economic background is quite different from ours. But we were encouraged to seek further enrichment in introducing them in the seminar.

(4) Up-to-date Information on Indian Taxation

One of the most important result of our activities is that we have obtained the most recent knowledge and information on tax system and administration in India. Our interviews with the officials and the materials given by them let us have clearer view of organizational system and the problems presently faced.

The information will be useful for renewing our knowledge about Indian taxation as well as for betterment of the seminar.

(5) Personnel Administration & Training System

Visiting the Directorate of Training, Central Customs & Excises gave us ideas how personnel administration and trainings are connected. The explanation on their training system and method was very useful to us, for the way of planning, program-making, and evaluating is in many aspects common to us.

(6) Nomination Procedure & Qualification

The organizations to which the booklets of general information on the seminar are sent are the Department Revenue, from which most of participants were sent, and states governments. The nomination procedure is fixed systematically, in cooperation with the Department of Economic Affairs.

We understand that there are no difficulties in India in chosing nominees with full qualification required.

V. Conclusion

Through the activities in India, we were strongly impressed by the fact that many ex-participants kept vivid memories of the seminar and gave us positive opinions, though some of them had participated the seminar several years before. Their suggestions were highly appreciated for further improvement of the seminar.

Finally, we are grateful to the ex-participants, government institutions, and all the officials concerned to our visit to India for their cooperation, assistance, and hospitalities. We could not have carried out our work in the short time given to us, if it had not been for tremendous helps rendered by these people and institutions.

March 23, 1982

Shigeyoshi Tsuchiya
The Technical Follow-up Team
for the ex-participants of
the Seminar on Taxation

Summary Report of the Technical Follow-up Team

for

Ex-participants of the Seminar on Taxation to Sri Lanka

March 3∿10, 1982

I. Background

The government of Japan has been conducting two seminars in the field of taxation and has received participants from developing countries.

The Senior Tax Programme has a duration of about 18 days in which participants who are senior class officials in tax authorities exchange information and views at round table discussion and visit some tax offices.

The General Tax Programme has a duration of 3.5 months. Its purpose is to provide tax officials of developing countries with better understanding of efficient tax system and administration, through lectures, discussions, and the this writing. This programme was established in 1979 by integrating and enlarging the former Direct Tax Course and Indirect Tax Course.

By the end of 1981, JICA had accepted about 100 participants to the Senior Tax Programme, and about 330 participants to the General Tax Programme and Direct and Indirect Tax Courses. Every year there had been participants from Sri Lanka.

With this background JICA sent a follow-up team for the ex-participants of the seminar. The team consists of the following members:

Mr. Shigeyoshi Tsuchiya	Chief Tax Analysis Specialist, Planning Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Administration
Ms. Harumi Kitabayashi	Training Officer, First Training Division, Training Affairs Department, Japan International Cooperation Agency

The team was despatched to Sri Lanka in the period of 8 days from March 3 to 10, 1982.

II. Objectives

The objectives of the team are as follows:

(1) to evaluate the extent of utilization of what the ex-participants gained in Japan in fulfillment of their official works at respective government offices;

(2) to investigate and understand the situation of the country in the field of taxation, in order to respond to the needs as much as possible in programme-making in the future;

(3) to introduce the ex-participants to the present situation of taxation in Japan.

III. Methods

To attain these objectives, the team took the following measures:

(1) A questionnaire was sent to each ex-participant in advance of the team's visit to the country, together with a covering letter by which the purpose of the team was explained.

(2) The team met as many ex-participants as possible in person, and interviewed them about their present jobs, relevance and beneficience of the seminar, and frank comments and suggestions.

(3) The team also visited the concerning organizations and met the officials, in order to get information on the nomination procedure staff training system, and their taxation system.

IV. Summary of Findings

(1) Present Engagement of Ex-participatns

There had been 31 participants from Sri Lanka (1968∿1981). We could meet 16 of them at Department of Inland Revenue, and were informed that most ex-participants were staying in the same organization.

We understand that they are occupying important positions in their services, and that some of them have been promoted to senior posts, carrying out prominent works.

(2) Requests and Comments on the Seminar

We were informed that most of the ex-participants had submitted their reports about the seminar to their department, and some of them had recommended to adopt some Japanese systems. This means that information and knowledge obtained in the seminar were transferred to their organization and thus promoted understanding of Japanese tax system.

There were precious comments given by the ex-participants and other officials concerned. Some suggestions we received were:

1) There are more lectures on theoretical aspects than practical ones. More lectures on practical sides are desirable.

2) It will be greatly appreciated by participants to have more opportunities of comparative studies among developing countries on their tax systems and administration.

3) As for the General Tax Programme, more time should be allocated for presentation and discussion among the participants.

These suggestions are very important when we make the programme in the future. We are willing to report them to the concerning organizations and officials.

Although there are several points requested to be changed, we are glad to know that the seminar benefited, to some extent, tax officials of Sri Lanka, and that the authorities are willing to continue sending participants to the seminar.

(3) Comments on Japanese Tax System

We also had chances to discuss Japanese tax system with ex-participants and other officials. Some of our systems which interested them as unique traits are as follows:

1) Blue Return System

2) Private Cooperative Association of Taxpayers

3) Tax Consultation Service

4) Practical Job Procedures in the Regional Bureau and Tax Offices

Of course they are not applicable directly to Sri Lanka, where social and economical background is quite different from ours. But we were encouraged to seek further enrichment in introducing them in the seminar.

(4) Up-to-date Information on Sri Lankan Taxation

One of the most important result of our activities is that we have obtained the most recent knowledge and information on tax system and administration in Sri Lanka. Our interviews with the officials, and the materials given by them let us have clearer view of organizational system and the problems presently faced.

The information will be useful for renewing our knowledge about Sri Lankan taxation as well as for betterment of the seminar.

(5) Personnel Administration & Training System

We could have some explanation about the personnel administration and training system in the Department of Inland Revenue, which gave us a concrete idea about academic and vocational background of the participants from Sri Lanka.

(6) Nomination Procedure & Qualification

The organization to which the booklets of general information on the seminar are sent is the Department of Revenue, Ministry of Finance.

We found that the Department of Inland Revenue had a systematic procedure of nomination which was open to all eligible officials.

We understand that there are no difficulties in Sri Lanka in chosing nominees with full qualification required.

V. Conclusion

Through the activities in Sri Lanka, we were impressed by the fact that many ex-participants had been keeping vivid memories of the seminar and gave us positive opinions, though some of them had participated the seminar several years before. Their suggestions were highly appreciated for further improvement of the seminar.

Finally, we are grateful to the ex-participants, government institutions, and all the officials concerned to our visit to Sri Lanka for their cooperation, assistance, and hospitalities. We could not have carried out our work in the short time given to us, if it had not been for tremendous helps rendered by these people and institutions.

March 23, 1982

Shigeyoshi Tsuchiya
Technical Follow-up Team for
the Ex-participants of the
Seminar on Taxation

Department of Revenue India

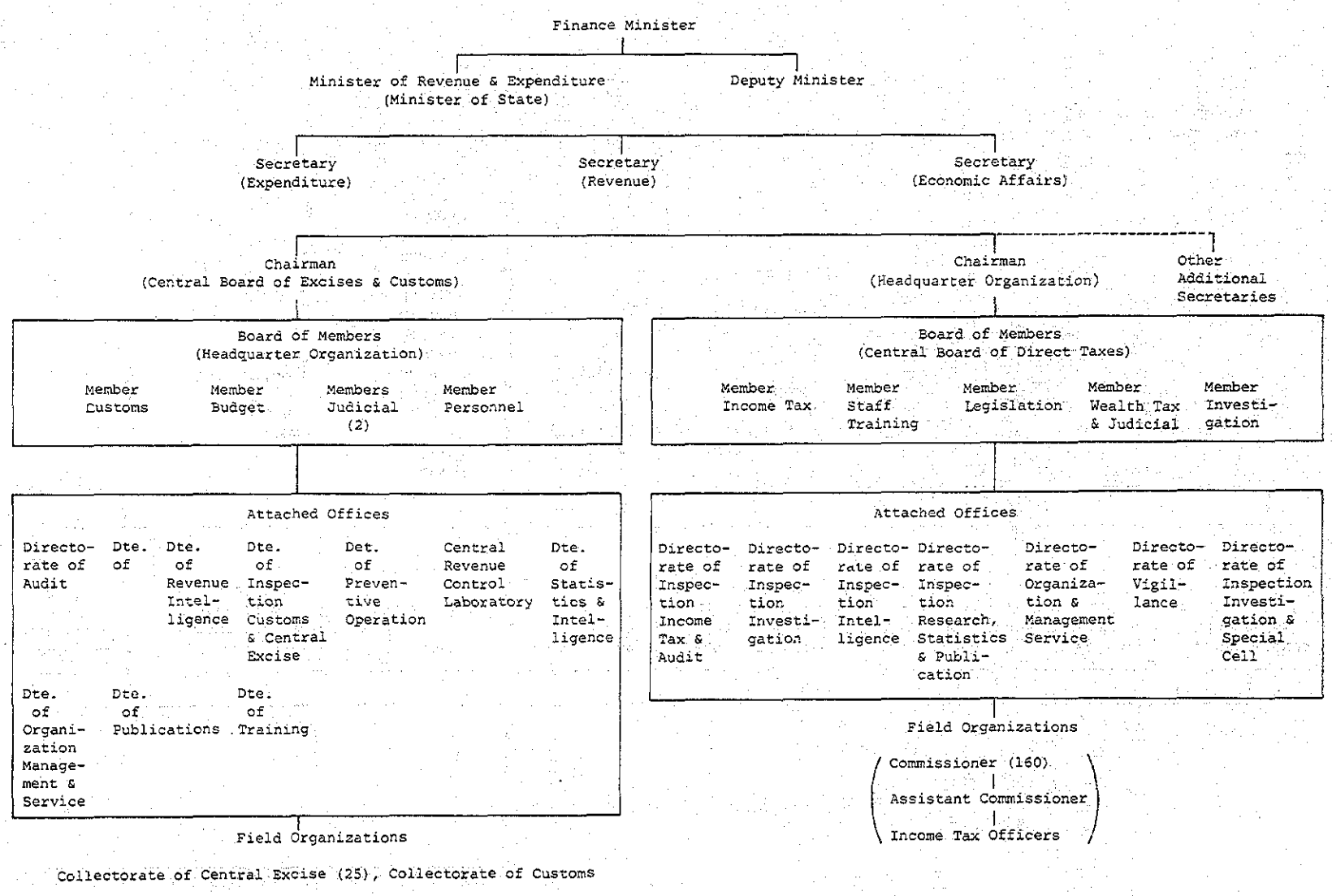

Department of Inland Revenue Sri Lanka

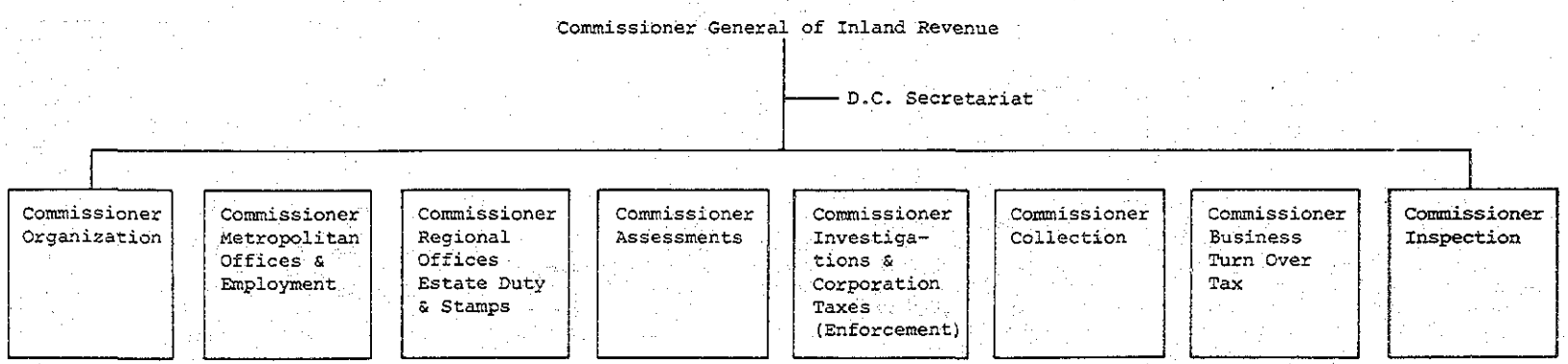

D.C. Training

D.C. Colombo North

D.C. Colombo South

D.C. Colombo Central

D.C. Colombo City

Acting Employment D.C.

D.C. Estate Duty & Stamps

11 D.C.
Kandy
Kalutara
Nuwara Eliya
Galle
Matara
Jaffna

Kurunegala
Anuradapura
Badulla
Ratnapura
Negombo

AIC Batticaloa

D.C. Information Economic Intelligence

Assessment Control

D.C. Corporation Tax

D.C. Corporation Tax

D.C. Enforcement & Investigation

D.C. Collection

D.C. Business Turn Over Tax

D.C.

D.C. Deputy Commissioner
AIC Assessor in Charge

VI-6 収集資料リスト

（インド）

1. Income Tax Manual 1981

   Directorate of Inspection, Income Tax Department

2. Tax Payers Information Series (Pamphlet)

   (1) Interest Payment under the Income Tax Act 1961, 1980

   (2) Refunds, 1980

   (3) Income from House Property, 1980

   (4) Your Liability to Deduct Tax at Source

   (5) Calender of Income Tax Dates

   (6) How to fill in Chalans, 1980

   (7) Estate Duty for The Layman, 1979

   (8) Gift-Tax for The layman, 1979

   (9) Wealth-Tax for The Layman, 1980

   (10) When You Pay Tax on Income & Wealth Belonging to Others, 1980

   (11) Tax Incentives for Agricultural and Rural Development, 1979

   (12) Taxability of Agricultural Income and Wealth, 1979

3. Income Tax Guide for Non-Residents and Indian Nationals Abroad, 1981

4. Customs Guide Services

   (1) Duty Drawback for Exporters

   (2) You and Central Excise

5. Customs and Cental Excise Department

6. Report (1980∿1981), Govt, of India Ministry of Finance

7. Customs and Central Excise North U.P. Collectorate (Meerut) 1st., June 1981∿87

（スリランカ）

1. Inland Revenue Act, No. 28 of 1979
2. Estate Duty Act, No. 13 of 1980
3. Inland Revenue (Amendment) Act, No. 24 of 1980
4. Inland Revenue (Amendment) Act, No. 40 of 1981

JICA